

参考資料

指定通所介護事業所等における連携による看護職員配置の取扱いに係るQ&A

問1 看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要があるのか。

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所等と密接かつ適切な連携（厚生労働省解釈通知・追加部分参考）が図られるような体制を確保してください。なお、その場合であっても、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態の確認等を行う時間帯は専従が必要です。

問2 連携看護職員が指定通所介護事業所等の利用者の健康状態の確認を行う場合、どの程度の従事時間が必要か。

健康状態の確認を行うために要する時間は、指定通所介護事業所等の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできませんが、指定通所介護等の単位ごと、提供日ごとに、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要があります。

（厚生労働省平成27年4月改定関係Q&A）

問3 同一法人の他事業所にて従事しているような場合は「密接かつ適切な連携」として認められるのか。

次の2点を満たすための具体的な運用方法をあらかじめ文書で取り決めてください。

- ・指定通所介護等の単位ごと、提供日ごとに、看護職員として専従する時間を確保すること。
- ・同一法人の他事業所にて勤務する時間中に必要があった場合の、事業所に駆けつける体制を確保しておくこと。

問4 事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度離れた範囲までを想定しているのか。

「事業所に駆けつけることができる体制」の距離については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできませんが、利用者の容態急変に対応できるように、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所等との間の連絡体制を確保することでも、密接かつ適切な連携を図っていることとなります。

（厚生労働省平成27年4月改定関係Q&A）

問5 具体的な連携例にはどのようなものがあるか。

想定される連携例は次のとおりです。

連携例	全日	曜日限定	業務の一部
具体的内容	指定通所介護事業所等で看護職員を雇用せず、指定通所介護事業所等の看護職員の業務を、連携看護職員が全て行う。	契約した曜日に連携看護職員が対応し、それ以外の曜日は指定通所介護事業所等の看護職員が対応する。	利用者の健康状態の確認は指定通所介護事業所等の看護職員が行い、看護職員が不在となる時間帯の緊急相談対応を連携看護職員が行う（もしくはその逆）。
連携日数	指定通所介護等の全営業日	契約した曜日	指定通所介護等の全営業日
委託する業務内容			
利用者の健康状態の確認	委託	委託	（委託）
緊急時の対応	委託	委託	委託（ ）

上記の業務内容のほかに、看護職員の業務内容として、通所介護職員等や利用者からの相談への対応や、必要時の医師との連絡調整等が想定されるため、どの内容を委託するかについて、両者でよく話し合い、連携内容を書面に残してください。

問6 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等は必要か。必要な場合、協定等にて注意する事項は何か。

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等は必ず文書により行われる必要があります。協定等の具体的な内容は個別の事情により異なりますが、例示として以下の項目について明記する必要があります。

- ・ 連携看護職員の指定通所介護事業所等での業務の内容
- ・ 連携看護職員の指定通所介護事業所等での従事日（曜日）および時間
- ・ 密接かつ適切な連携を図る日（曜日）および時間
- ・ 緊急時における連絡体制
- ・ 事故発生時の責任の所在
- ・ その他協定等の適切な実施の確保のために必要な事項

問7 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約料はどのくらいが適当か。

契約の内容と契約料は、事業所同士で相談の上決めてください。

問8 健康状態の確認業務を行う看護職員は日によって別々の看護職員でもよいか。

同一の看護師が対応しなければならないという決まりはありません。ただし、連携する看護職員についてはある程度固定され、利用者の状態像を十分に把握した上で、健康状態の確認および緊急時対応を行うことが望ましいと考えられます。

また、緊急相談時に、通常、指定通所介護事業所等で利用者の健康状態の確認をしている看護職員とは別の連携看護職員が対応する可能性がある場合には、情報共有や連携方法などを検討しておくことが望ましいです。

問9 営業日における利用者の健康状態の確認は、指定通所介護事業所等が非常勤の看護師を雇用して実施し、その後の急変や病状相談のみ訪問看護ステーション等との契約で連携看護職員が対応することは可能か。

可能です。ただし、営業日の健康状態の確認を行っている指定通所介護事業所等の看護職員と、連携看護職員の適切な連携や、具体的な情報交換が必要です。

問10 連携看護職員が当該指定通所介護事業所等の機能訓練指導員として兼務することは可能か。

今回の改正において連携体制が認められたものは、あくまでも看護職員の業務についてであり、看護職員の連携に係る協定等のみで、連携看護職員が指定通所介護事業所等の機能訓練指導員を兼務することは、基本的には認められません。

ただし、前述の看護職員の連携に係る協定等とは別に、機能訓練指導員としての出向又は派遣契約がある場合は、認める場合があります。この場合、出向又は派遣先の指揮監督に従い、指示命令に従うことを条件とし、就業場所や出向又は派遣職員が特定できる形での適切な契約を結んであることが重要です。

問11 指定通所介護事業所等において連携看護職員に係る記録は必要か。
訪問看護ステーション等にも記録を残す必要があるか。

指定通所介護事業所等の業務日誌やタイムカード等に、連携看護職員が指定通所介護事業所等で勤務をした記録（勤務実績）を残すことや、サービス提供記録の中で、利用者の健康状態の確認等を行った（実際に看護職員として業務を行った）記録が必要です。

なお、訪問看護ステーション等には、個別の記録を残す必要はありません。

問12 訪問看護ステーションの看護師の常勤換算人数が2.5人だが、通所介護の委託契約を受けることはできるか。

できません。指定通所介護事業所等で利用者の健康状態の確認や緊急相談対応をしている時間は、訪問看護に従事しているとみなすことはできません。指定通所介護事業所等の連携看護職員としての勤務時間を除いて、訪問看護に従事する時間が常勤換算で2.5人以上である必要があります。

つまり、指定通所介護事業所等で業務している時間を除くと、訪問看護ステーションの常勤換算数が2.5人を下回る場合は、委託契約を受けることはできません。

問13 新規指定申請時・変更届提出時に注意する点はどのようなことか。

以下の点に注意して申請・届出を行って下さい。

(1) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの協定等に基づき看護職員を確保する場合

勤務形態一覧表

- ・病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等にて看護職員を確保する場合においても、当該看護職員について指定通所介護事業所等の勤務形態一覧表に勤務時間を記載してください。
- ・指定通所介護事業所等に訪問する看護職員が特定されている場合は、氏名も含めて記載してください。氏名が特定されない場合でも勤務時間は記載してください。
- ・備考欄には、看護職員の所属する病院、診療所、訪問看護ステーションの名称を記載してください。

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等の写し

- ・協定書等の写しを提出してください。

(2) 看護職員が併設・近接する同一法人の他事業所と兼務する場合

- ・勤務形態一覧表に、当該看護職員の氏名、勤務時間等を記載し、備考欄に「併設・・・兼務」などと記載してください(従来通り)。
例)「同一敷地内老健兼務」